

会議名称		平成30年度第1回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録
日時		平成30年5月24日(木) 14時00分から16時20分まで
場所		杉並区役所 第5・6会議室(西棟6階)
出席者	委員	長谷川会長、阿部委員、石川委員、井上委員、鹿野委員、三田委員、山崎委員、横山委員、吉田委員、今井委員、太田委員、大槻委員、小林委員、新城委員、富田委員、加藤委員、佐藤委員、水町委員、渡邊委員
	実施機関	土田国保年金課長、井山選挙管理委員会事務局長、濱生活衛生課長、武田区民課長、市川福祉事務所高円寺事務所担当課長
	事務局	牧島情報・法務担当部長、吉川情報システム担当課長、中辻政策法務担当課長、馬場情報政策課長
傍聴者		0名
配布資料	事前	<ul style="list-style-type: none"> ・資料1 平成29年度第5回杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録 ・資料2 平成30年度第1回杉並区情報公開・個人情報保護審議会報告・諮問事項
	当日	<ul style="list-style-type: none"> ・委員名簿 ・会議次第
【会議内容】		
1 平成29年度第5回会議録の確定		
2 報告・諮問事項		
番号	件名	審議結果
諮問第1号	国民健康保険医療給付に関する業務の外部委託について(新規)	決定
報告第1号	選挙人・投票人に関する業務の登録について(追加)	報告了承
諮問第2号	選挙人・投票人に関する業務の外部結合について(新規)	決定
諮問第3号	在外選挙システム(小型)に記録する個人情報の項目について(追加)	決定
報告第2号	住宅宿泊事業に関する業務の登録について(追加)	報告了承
諮問第4号	住宅宿泊事業に関する業務の目的外利用について(新規)	決定
諮問第5号	住宅宿泊事業に関する業務の目的外利用について(新規)	決定
諮問第6号	住民基本台帳管理に関する業務の外部委託について(新規)	決定
報告第3号	社会保障・税番号制度の導入に伴う業務の登録について(追加)	報告了承
報告第4号	情報連携に係る外部結合記録票等への「特定個人情報の項目」の記録について(報告)	報告了承
一般報告	平成30年度住民基本台帳ネットワークシステム業務及び情報提供ネットワークシステム業務に係るセキュリティ運用計画等について	報告了承
一般報告	杉並区情報公開条例施行規則等の改正について	報告了承
一般報告	情報公開時における非公開情報の誤提供について	報告了承
一般報告	個人情報の誤交付について	報告了承

会長	<p>ただいまより平成 30 年度第 1 回杉並区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。</p> <p>初めに委員の変更について事務局から御報告をお願いします。</p>
情報・法務担当部長	<p>ただいま会長からお話ありがとうございましたとおり、委員の変更がございましたので御紹介をさせていただきます。新保委員が御都合により退任をされ、新たに加藤隆之委員にお願いをすることとなりました。委嘱状を席上に配布しておりますので御確認いただきたいと思います。</p> <p>それでは、恐れ入りますが加藤委員から一言頂戴できればと存じます。</p>
委員	<p>亜細亜大学の加藤と申します。よろしく申し上げます。もともと、私は大学の関係の仕事をやっていますのですが、今から 10 年近く前に、内閣府と消費者庁の個人情報保護推進室で 1 年 8 か月間お仕事をさせていただきました。もともと、専門は全然プライバシーとかではありません。実際には詳しくありませんので、皆さんの御指導を仰ぎながら努めてまいりたいと思います。よろしくご願ひいたします。</p>
会長	<p>加藤委員、よろしくご願ひいたします。新委員にお願いしておきたいことがございます。本審議会では審議会の意思を明確にするために、報告・諮問事項についてまず御質問いただいて、それが出終わった後に諮問に対しての御意見を頂戴する。こういう形で質問と意見とを分けて運用しますので、是非御協力をお願いしたいと思います。</p> <p>本日、御都合により欠席される委員がございましたら事務局からお知らせ願ひいたします。</p>
情報・法務担当部長	<p>本日、欠席される旨の御連絡がありました委員は柴田委員、斎藤委員のお二人です。</p>
会長	<p>議題に入る前に決めておかなければならないことがあります。先ほどありましたように、職務代理だった新保委員が退任されましたので新しい職務代理を選ぶ必要があります。これは、「会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。」と杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例第 4 条第 3 項に規定されておりますので、私から指名をさせていただきます。杉並区での経験が豊富で、学識経験者として、この分野の御見識が高い佐藤委員にお願いしたいと思います。佐藤委員、よろしくご願ひいたします。</p>
職務代理	<p>よろしくご願ひいたします。</p>
会長	<p>何か一言ありませんか。</p>
職務代理	<p>引き続き、こちらの委員をやらせていただいておりますけれども、今回から職務代理ということで、引き続きよろしくご願ひいたします。</p>
会長	<p>よろしくご願ひいたします。席の移動をお願いします。</p> <p>続きまして、「杉並区特定個人情報保護評価第三者点検部会」及び「杉並区住民基本台帳ネットワークシステム・情報提供ネットワークシステム運用監視部会」の委員ですが、新保委員の後任を決めておきたいと思ひます。部会の委員は委員のうちから会長が指名すると、杉並区情報公開・個人情報保護審議</p>

	<p>会条例第7条の2第2項に規定されておりますので、私から指名させていただきます。個人情報保護分野の御見識の高い新任の加藤委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、本日の議題に入りたいと思います。本日の審議の進め方ですが、次第としてお配りしてありますように、前回の会議録の確定を行ってから報告・諮問案件の審議をしまいたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>資料1を御覧ください、これは平成29年度第5回の会議録です。事務局から修正・補足説明等がございましたらお願いいたします。</p>
情報政策課長	特段ございません。
会長	<p>事前に配布されましたのでお目通しいただいているかと思います。前回の会議録につきまして訂正箇所や御意見等ありましたらお願いしたいと思います。</p> <p>特にないようですので、平成29年度第5回の会議録につきましては確定とさせていただきます。</p> <p>次に、次第5に移らせていただきます。報告・諮問事項の審議に入ります。それでは、情報・法務担当部長、諮問文の読み上げをお願いいたします。</p>
情報・法務担当部長	諮問文を読み上げて会長に渡す。
会長	<p>ただいま情報・法務担当部長から諮問文をお受けしました。</p> <p>それでは、初めに諮問第1号及び報告第1号、諮問第2号、諮問第3号について事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>諮問第1号 報告第1号、諮問第2号・第3号</p>	
情報政策課長	案件について説明する。
会長	ただいまの御説明について御質問のある方はどうぞ。
委員	報告第1号、諮問第2号、諮問第3号について、4ページの個人情報登録票の中の「心身等の情報」という欄の中に「身体障害の状況」と「身体障害者手帳番号」というのがありますが、なぜ身体障害者手帳の番号が必要なのか、また身体障害の状況というのは身体障害だけで知的や精神、視覚というのは入らないのでしょうか。
選挙管理委員会 事務局長	こちらの登録票につきましては、今回の案件ではなく、いわゆる郵便投票に関することで、要介護5の方、あるいは一定の障害に該当する方が御自宅で郵便投票する場合の個人情報登録の内容です。
会長	委員、よろしいですか。
委員	何か、ちょっとよく分かりません。
選挙管理委員会 事務局長	精神につきましては、現在、認められておりますのが介護保険における要介護5ということです。それと一定の身体障害でいわゆる外出が全くできない方という国の基準があります。
委員	はい、分かりました。
委員	先に諮問第1号について確認していきたいと思います。国保連からいただ

	いたデータを今後、委託するであろう民間事業者にデータを受け渡すというところで、こういったやり方をするのかを確認させていただきたいと思います。2ページ目には「磁気媒体」と書いてあるのですがけれども、こういった磁気媒体で、どのように受け渡すのかを教えてください。
国保年金課長	受渡しの磁気媒体の御質問と、どのように受渡しをするのかということですが、まず磁器媒体としてはUSBメモリを使用することを考えております。USBメモリにつきましては、現在、パスワード付きのものが出回っておりますので、パスワードで管理したいということ、当然持ち出すデータにつきましても、パスワードをかけることとなります。また、USBメモリは持ち運びの際、紛失するリスクが非常に高いということも理解しておりますので、鍵付きのケースに入れて複数人で運ぶ、こういった仕様を固めて、業者を選定、入札してまいりたいと考えているところです。
委員	もう1つ、お渡ししたデータについて民間事業者ではどのような管理がなされるのか。例えば、コピーとか複製などというのが自由にできてしまうのかどうか。また、封入の作業が終わったあと、そのデータはどのように管理されていくのかを確認させてください。
国保年金課長	まず1点目の御質問ですが、データを受領した事業者がデータを複製することができるか、できないかということですが、当然、仕様書に用途以外での複製というのは禁止となっておりますので、そういったことは認めない旨を契約書に明記したいと考えております。 2点目の廃棄の御質問ですが、当然、使ったUSBメモリはこちらにお返しいただき、その中をこちらでも確認する。また、物が納品されたあと、期日までに事業者は廃棄をするという契約にするとともに、その確認のために、書面で廃棄報告書を期日までに提出を求めるといった内容で準備を進めているところです。
委員	物理的にコピーをすることを禁じるとか、規制するとか、必ず廃棄されるようなシステムになるというわけではなく、契約上でコピーを禁止、廃棄を必ずすると約束するということによろしいのでしょうか。
国保年金課長	まず考えておりますのは、事業者自身が個人情報もしっかりした事業者、プライバシー・マークですか、そういったところの事業者を入札でお願いする予定ではございますが、物理的にということは、毎回確認できるかということがなかなか難しいのかなと思っています。ただ、契約書上は当然立ち入り調査ができるということで、今でも国保年金課で封入や封緘を他で委託している部分につきましては、昨年度も私のほうで実際に現場を確認させていただいております。中身の確認がどこまでできるかというのはありますが、一応物理的に検査ができる内容にはしておき、必要に応じて確認をしていきたいと思っています。
委員	あと、封入作業ですが、今までは圧着したはがきを出していたのが封入という形になるので、封筒に宛名が書いてあって、別口で、中身になる書類があるというものになるわけです。今まで区でも、誤封入で、別の人の情報が送られ

	<p>てしまったということが何度か報告されていると思うのですが、そういった誤封入の事故やトラブルが発生しないような対策はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。</p>
国保年金課長	<p>誤封入に対するチェック等をどうするのかという御質問ですが、まず、中身と封筒の入れ違えが起きないように窓枠封筒を使うといったところが、一点です。</p> <p>いくつかの事業所では封入・封緘する機械の中で枚数の管理等をしております。機械でのチェックもできる事業所を選定・入札していきたいと考えております。</p>
委員	<p>続けて、3ページの報告第1号、諮問第2号、諮問第3号のほうに移りたいと思います。</p> <p>先ほど、障害等の状況が話題に出たのですが、今回は「犯罪・違反」も4ページ目に、「社会活動等の情報」として書かれています。これは今回の業務に関わらないことかもしれませんが、実際に個人情報として選挙に関わる場所では必要な情報なのではないでしょうか。</p>
選挙管理委員会事務局長	<p>公職選挙法第11条の欠格条項で、選挙犯罪などをされた方については一定の期間、投票権がありませんので、非常にセンシティブな情報ですけれども、従来からこちらは登録しているものです。</p>
委員	<p>あと、4ページ目ですが、今回、情報の管理としては文書と電算という形で、記録形態のところに「文書」と「電算」に丸が付いています。6ページ目のほうに電算入力記録票という形で20項目あるのですが、これらはどのように保存・管理されている、若しくはされていくのでしょうか。</p>
選挙管理委員会事務局長	<p>まず、「電算」につきましてはLGWANで、外務省がシステムを今回開発いたしましたして全国一律に行うということで、今テスト運用中ということです。</p> <p>「文書」につきましては、従前から在外選挙の仕組みは文書でやっておりまして、選挙管理委員会事務局内の特定の在外用のキャビネットに格納という形で運用をします。特にその部分については、変更はございません。</p>
委員	<p>実際にデータが保存されているのは杉並区の管理するサーバとかではなく、LGWANの先のほうでサーバなり、そういう場所という認識でよろしいでしょうか。</p>
選挙管理委員会事務局長	<p>一般的なLGWANの通信のやり取りとして、それを使うということでございます。</p>
委員	<p>手続的な部分で、国政選挙の手続が簡単になっていくという認識でよろしいでしょうか。</p>
選挙管理委員会事務局長	<p>委員の御指摘のとおり、従前ですと、出国したあと一定の時間がたたなければ在外公館で手続きできなかつたものが、今回の公職選挙法の改正で出国時にあらかじめ手続きしていただけるということで、かなり利便性は向上するというように考えております。</p>
委員	<p>今の質問に関連してですが、「選挙人・投票人に関する業務」について、3ページの文章を読みますと、「登録の移転の申請を行うことができることとな</p>

	<p>った。」と書いてあります。これは我々、議員としては、投票率の向上は大変重要なテーマでありますし、議論もしているところです。これはどういう意味なのか、まず確認をさせていただきます。</p>
選挙管理委員会 事務局長	<p>名簿登録の移転申請は、海外で一定期間居住する方にとって転出届と同時に申請できるため便利な制度となっています。一方で海外での申請手続として従前の在外公館での手続も残し、併用できるようになっていることから、この表現を「できること」としたものでございます。</p>
委員	<p>よく分かりました。ただ、今回、こういうように利便性がよくなったということについては、出国・転出届の時には窓口で、今回の杉並区の場合であれば、その方に、こういう制度ができましたという提示はしていただけたという理解でよろしいのでしょうか。</p>
選挙管理委員会 事務局長	<p>御案内のとおり、国からぎりぎりまでこういった政省令が来ないということで、実は昨日、最終的に国から、住基担当部門のほうにも出国時に選管と協力してやるようにということでパンフレット一式(雛形)なども届いて、6月1日から周知をするということです。また、区長部局と連携を取りまして、いわゆる区民事務所、あるいは本庁の住基部門で、委員から御指摘いただいたような周知に努めるという体制は考えております。</p>
委員	<p>3ページ、報告第1号、諮問第2号、諮問第3号についてです。3ページの内容の中段に、「申請者の情報を国に提供し、確認結果の提供を受けることとする。」と記されています。「申請者の情報」の「情報」とは具体的には何でしょうか。</p>
選挙管理委員会 事務局長	<p>5ページに、提供する情報として、氏名、性別、どちらに転出するのか等、8項目を提供し、確認するというものでございます。</p>
委員	<p>4ページの個人情報登録票の一番下段に「個人情報の記録の内容」とありますが、4ページの記録内容と5ページの外部結合記録票の内容とが若干ずれているかなと思います。その点についてはいかがでしょうか。</p>
選挙管理委員会 事務局長	<p>4ページの個人情報登録票は「選挙人・投票人に関する業務」全般の中で登録・収集しているもので、先ほど御質問がありましたが、例えば心身等の情報は郵便投票に使う、犯罪等の情報は欠格条項で使うという形で、今回の在外選挙制度で、外務省に提供するものは、住所や氏名あるいはどちらから転出するかといった情報です。</p>
委員	<p>そうすると、情報を得ていない個人情報を外務省に提供して、その記録内容を照合するのかと私は理解していたのです。例えば旅券番号等を預かって、それを外務省に照会して外務省の情報を得るといったことなのではないでしょうか。</p>
選挙管理委員会 事務局長	<p>今、委員の御指摘のとおり、窓口で海外転出届を出して、この届けを出したいとおっしゃられる方につきまして、いわゆるお名前から始まり、必要な情報を外務省のシステムにより提供します。そのあと、もう一回御本人が在留届、海外で一定程度住むという届けを出します。これがありまして初めて外務省から私どものほうに、この方に対しての在外投票のために必要な在外選挙人証を発行していただきたいという通知が来て、発行するというものでござい</p>

	ます。
委員	分かりました。そうしますと、外務省から得る情報というのは、本人が全て承諾しているものとして理解してよろしいのでしょうか。
選挙管理委員会 事務局長	はい。なお、外部結合記録票上の「収集する個人情報の項目」については、外務省の申請書に記載した情報となります。
委員	私が気になったのは5ページ、提供する個人情報の項目の最終住所地ですが、それは4ページにおいて収集する個人情報の記録内容にも含まれているということでしょうか。
選挙管理委員会 事務局長	個人情報登録票の「住所」の中に、転出とかどちらから来てどちらに行かれるかというものを含めていると御理解いただければと思います。
委員	そうすると、必ず届けを出す時、申請者は最終住所地を記載するということでしょうか。
選挙管理委員会 事務局長	つまり最終住所地、この場合だと杉並区という形に当然なりますけれども、そこからどちらかの国に行くという形で申請をいただくものでございます。
委員	それでは、この最終住所地というのは申請をするところの住所地ということでしょうか。
選挙管理委員会 事務局長	そのとおりでございます。
委員	基礎的なことで確認をさせていただきたいのですが、今回この国保情報のデータを民間に初めて委託するということで、年2回、その委託事業者に対する、情報の授受の連絡というのは、どういう手法でやられているのでしょうか。メールとか電話であるとか、あるいはもう既に決めてあるという形で、期日を設定してされているということなののでしょうか。
国保年金課長	委員がおっしゃっているのは、今渡しているものについて、それともこれからのことでしょうか。
委員	これからです。
国保年金課長	今後データの引渡し等については、これから入札という形でしていく中で、仕様書を固めていく予定です。
委員	確認はどうしているのですか。
国保年金課長	事前にスケジュールのほうを示して、いつといつにお渡しするというようなことをやり取りさせていただきたいと考えています。
委員	それは、国保連からのこのデータの収集も期日を定めてされる、ということとして確認してよろしいですか。
国保年金課長	委員がおっしゃるとおりでございます。
委員	先ほどのUSBメモリの引渡しのやり方なのですが、引き渡すときに、その事業者本人であることの確認は、どのようにされているのか確認をさせていただきたいのと、再確認なのですが、先ほど鍵の付いたケースというお話があって、数人という話もあったのですが、これまでも同じような手法でこの委託

	事業者への引渡しをやられてきたのかどうか、その点だけ教えてください。
国保年金課長	まず1点目なのですがすけれども、これまで国保連とのやり取りは、杉並区としては専用の回線を通じてしていて、特にUSBメモリを使ったやり取りというのはこれまではしてなかったということです。国保連から届いた加工が終わったデータを、今後契約をして委託する事業者には、先ほど説明差し上げた鍵付きのUSBメモリを使用してお渡しするというやり方を始めたいということです。
委員	引き渡すときに、その事業者であるのかどうかということの確認はどのようにされていますでしょうか。
国保年金課長	事業者の確認ですが、身分証明書等の提示を求めてしっかりとやっていきたい。もちろん事前に、事業従事者の名簿の提出も求めていきたいと考えています。
委員	1 ページ目の諮問事項について御質問します。「主な変更内容」のところに書いてありますが、これまでは年2回で、4・8月分の単月の医療費を通知していたと書いてありますが、これまでは、どうして1年間のうち4月分と8月分だけの医療費をお知らせしていたのか、その理由をお伺いしたい。
国保年金課長	この医療費通知というものですが、あくまでも任意となっており、この目的は、被保険者の方に医療と健康に御自分がどう関わっているのかよく知ってもらうことです。そういったこともあって、特に1年分を出さなくてはいけないとか、1月でいいとか、そういうことは決められてはなくて、各保険者に任されていたというところがあります。これまで国保連への委託では、世帯ごとに圧着はがきで、送付していました。はがき1枚につき10件しかスペースの都合上載らなかったということもあり、何人も世帯にいと、世帯ごとで複数の枚数になってしまう、量が多くなるということもありました。そういうこともあって、年に単月のものを2回だけというものしかお送りすることができなかったということです。今回は税制改正もありましたので、範囲を広げて、また封書にすることによって約70件ほどの記載ができるようスペースが広がりますので、区民の方に、より分かりやすくするために封書にしてお送りするように考えています。
委員	そうすると、4月分と8月分の単月の医療費を通知していたのは、これは杉並区としてそういうふうになさっていたということでもよろしいですか。
国保年金課長	杉並区の国民健康保険の保険者として、そのように行っていたということです。
委員	そうしますと、そのあと送付実績についての数値があります。平成29年度は103,000通。そして平成30年度の見込みは170,000通で、これは年に2回ですから、それぞれ半分にしたとすると、平成29年度は51,500通ですか、それから今年度の見込みは85,000通ぐらいになるのですね。ということは、これは国保加入者の数とほぼ同じと見てよろしいのでしょうか。そしてなぜ、これだけの数の違いが出てきたのかを教えてくださいたいのですが。
国保年金課長	まず平成29年度は実績で年2回の単月でしたので、これまでは4月と8月

	<p>に、医療にかかった月があればお送りしていたという形になります。平成 30 年度の見込みが増えていますけれども、これは委員がおっしゃるとおり、85,000 通の 2 回分ということで見積もっていて、月が増えることによってこのぐらいの件数がいくのではないかとということで、導き出しているものです。</p> <p>これまででは、はがきで 1 枚につき 10 件しか載せられなかったということもありますが、今度は封書になりますので、ボリュームも 1 枚につき 70 件を予定していますので、そういうこともあって通数は単純に世帯数とかでは出せなかったのですが、おおよそ、このぐらいではないかとということで導き出したものです。</p>
委員	<p>そうすると、1 年間に 1 度も医療機関にかからなかった国保の被保険者については、出さないということで考えてよろしいでしょうか。</p>
国保年金課長	<p>委員のおっしゃるとおりです。</p>
委員	<p>はがきから封書になったときに、どうして委託先を変えようという判断があったのですか。</p>
国保年金課長	<p>国保連のほうでは、システムの改修等が必要になるということもあって、圧着はがきによる送付は、単月でしか対応できないということです。</p>
委員	<p>でもデータ作成は、そこに委ねたままなのですよね。</p>
国保年金課長	<p>これまで国保連のほうにはデータの作成も委託していましたし、はがきの作成・送付の準備までを国保連に委託をしていたということです。</p>
委員	<p>送付自体は。</p>
国保年金課長	<p>送付は私どもから各世帯にお送りしていました。</p>
委員	<p>そうしますと、送付の部分について、要するに今回委託に出そうということですよ。</p>
国保年金課長	<p>印刷と封入・封緘の作業を民間の委託事業者をお願いをするということです。</p>
委員	<p>個人情報と余り関係がないので、突っ込んでも意味がないのですけれども、今まで国保連でできたものを、はがきだとできたけれども封書はできないということなのですか。</p>
国保年金課長	<p>これまででは、国保連にデータの作成及びはがきの作成をお願いしております。国保連では、はがきによるため、年に 2 回、単月の分しかお送りすることができないということです。平成 30 年度からは、他の民間事業者をお願いすることによって、単月ではなくて、1 年分のデータを印刷して封書でお送りすることを予定しております。</p>
委員	<p>それは分かるのですけれども、そもそも、そうすると国保連のほうで、単月だけ抽出して送っていた目的というのは一体何なのですか。</p>
国保年金課長	<p>目的というのは、医療費のお知らせの目的として、加入者の皆さん御自身の健康と医療に関する御理解を深めていただくとともに、医療機関での受診内容や医療費に誤りがないかを確認をしていただく目的があって、お送りしておりますし、これからもお送りするものです。</p>
委員	<p>単月で送られて、我々の健康意識の向上が高まるって、ちょっとおかしくな</p>

	<p>いですか。そもそも送るのだったら年間で送ってほしいなど。今回、税金の関係で、これが必要だからそうしますと言っているわけですよね。委託する場合に、Pマーク取得というような基準というか、要綱というか内規みたいなものは杉並区では存在するのでしょうか。</p> <p>つまり委託先はどうなんだと委託先を聞かれるじゃないですか。どんな制度を使っても、委託に出した以上、完璧な制度はなかなかないので、Pマークの取得を義務付けるとか、取得しているところにするとか、そのぐらいしかできないのかなという気はしているのですが。ここの事業だけではなくて、委託に出すケースはたくさんあると思うのです。私も他の市とかを見てると、正直言って委託先の監督というか、評価は実際まずほとんどしていないのです。ですから、そこを責めるわけではないですけども、杉並区はどうやっていらっしゃるのかなど。他の市に比べると、何かすごく、がちがちな感じがするので、もしかしたら基準があるのかなということでお伺いしたいと思ったのです。</p>
情報政策課長	<p>杉並区では「個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン」があって、その中で契約に当たって注意すべき内容を書いています。また、委託を新たに始める際には、審議会に必ず諮問するようになっていて、御指摘いただいた内容について配慮するというところで取り扱っています。</p>
委員	<p>ですから、一般的な委託に関するガイドラインであって、厳密に言うと個人情報について、個別に何か要件が定めてあるというわけではないということです。</p>
会長	<p>他に御質問はよろしいでしょうか。</p> <p>では御意見のある方どうぞ。</p>
委員	<p>諮問第1号の「国民健康保険医療給付に関する業務」についてですが、新たに民間事業者へ印刷、封入作業を委託するという事で、データの受渡しもあり、委託事業者のほうでその管理をして、更には封入作業も行うということで、かなり情報漏えいのリスクが高まることは厳しく指摘をさせていただきたいと思います。</p> <p>ただし業務的な部分として必要な部分であり、今回については賛成をするということを示させていただきますが、データが向こうに渡った後、どのように管理しているのかというのは契約上ではいくらかでも書けることではありますけれども、悪意のある方がそれを持ち出すというのは簡単にできてしまいますので、その管理については、杉並区としてしっかりと行っていただきたいと思っておりますし、窓付き封筒ということで誤封入などは大分軽減されると思いますが、違う方のデータが届かないような対策を改めて確認をしていただきたいということをお願いさせていただきます。</p> <p>もう1つ、諮問第2号、諮問第3号と報告第1号です。こちらは海外に転居された方の手続きが容易になるということで、賛成をいたします。新たなシステム、データのやり取りが発生しますので、こちらでも間違った情報が混入しないとか、記載されない、新しいところでそういった取り違え等がないように改めて確認をしていただきたいところを申し添えて、賛成をいたします。</p>

<p>委員</p>	<p>同じく、諮問第1号の「国民健康保険医療給付に関する業務」の「委託先との授受の方法」なのですが、この審議会ではこれまでも毎回同じことをお願いしているのですけれども、この授受に当たっては先ほど御提案のあった、鍵を掛けてパスワードを付けて複数の人間で厳重に移送するというのはやめていただいて、秘密分散という手法によって授受を行ってください。詳細に関しては住基ネットの所管部署がその手順書を持っていますので、住基ネットの所管部署と連携していただいて、その方法に従ってください。</p> <p>これまでも出ていますので、審議会の皆様にも理解をしていただいたほうがいいと思うのです。以前も少し説明したのですが、改めてもう一回説明しておきます。</p> <p>例えば秘密の数字の7というのを私が持っていたとします。この秘密の数字の7をAさんに伝えたいという場合、先ほどの国保年金課の御説明は、私が7というのを紙に書いて、これを厳重な鍵が掛かったかばんなどに入れて、Aさんの所にお持ちするというのをやりますというお話だったのですね。</p> <p>ただ、例えばそのお二人に悪意がなくても途中で交通事故に巻き込まれたとか、荷物だけなくなったとか、あり得ますよね。あったときに、区はどう説明しなければいけないかと言うと、送っていた途中で事故に遭ってしまって荷物がなくなりましたと。ただ厳重な鍵が掛かっておりますと。ただ、鍵を壊してかばんを開けることができますよね。そうすると、その7が、よその方に見られた可能性があるのかないのかと、杉並区が問われたら、ないとは言えないですよね。それはもうなくなってしまっているわけですから。</p> <p>しかし、秘密分散は、どういうことをするかと言うと、これは2回に分けます。7というのを例えば3足す4は7ですよね。そうすると3と4に分けます。まず紙に3と書いて、これをそんなに厳重でなくてもいいのでAさんの所に3と書いた紙を届けます。Aさんがその間、特に事故なく3が届きましたというお返事を私に返してきます。そうしたら私が残りの数字は4ですとお伝えして、Aさんが3と4を足したら7になるというようにするのが、秘密分散による伝送方法になります。これですと、最初の3が途中でなくなってしまったとしますよね、あるいは誰かに見られてしまったとしても3ですから、4という次の数字が分からない限り、全く7は守られていますよね。そうしたら3はもう捨ててしまえばよくて、もう一回やり直しです。さっきは3と4だったので、今度は2と5にしましょうと。2足す5は7なので、今度は2と書いたものを送ります。それで2が大丈夫だったよと言ったら、5をお伝えすると。そうすると、7が秘密で届きますよね。</p> <p>というのが秘密分散の方法ですので、これは住基ネットに関しては全てこれを義務付けていただいていますので、同じ手法でしてください。逆にそうすると、それぞれ1回ずつの搬送はそんなに厳しいものをしなくてもいいので、むしろ途中で事故がなかったということを確認しながら搬送していただければいいので、先ほど複数人でとかという話があったのですが、別に途中で事故に遭われたら、もう一回やり直せばいいので、その詳細な手順に関しては住基</p>
-----------	---

	ネットの所管部署のほうにあるはずですので、そちらを参考にして行っていただけだと思います。
会長	<p>どうでしょうか。分かりやすかったですね。他に御意見はありますか。特にないようですので、報告第1号は了承ということにして、諮問第1号から第3号までは決定とさせていただきます。</p> <p>次に、報告第2号、諮問第4号、諮問第5号と諮問第6号について事務局のほうから御説明をお願いします。</p>
<p>報告第2号、諮問第4号・第5号 諮問第6号</p>	
情報政策課長	案件について説明する。
会長	ただいまの御説明に対して、御質問のある方はどうぞ。
委員	<p>まず、7ページの「住宅宿泊事業に関する業務」についてです。今回は、項目が追加になっているところなので、質問等ではないです。本人以外収集の根拠、8ページでしょうか。それが前回の説明と違って、正しくは住宅宿泊事業法第24条第2項、第26条第3項、第41条第1項、第42条第3項だという説明がありました。細かく記載していただけて助かりますが、くれぐれも説明のときに間違いのないようお願いしたいと思います。</p> <p>1つ確認です。今回、要望・苦情というのは、民泊の周りの方々からの要望・苦情ということだと思います。8ページの個人情報登録票の「要望・苦情の内容」には、要望や苦情を出した申出者の氏名や住所は記録されるものなのでしょうか。まず、その点を確認します。</p>
生活衛生課長	苦情を言われた方の個人情報については収集する予定はございませんので、こちらには入っておりません。
委員	<p>安心しました。というのは、何かの折に、この人から苦情があったのだということが民泊を運営している方に漏れると、近隣の不仲につながるのかと思っていたのですが、氏名等の個人情報が記録されないということで安心しました。</p> <p>11ページの諮問第6号、「住民基本台帳管理に関する業務」です。マイナンバーカードの申請受付会をやられていたということを知りました。昨年の9月から12月に行われた際は、どのような形態で行って、何名くらい来て、そのうち何名くらいが申請までいったのか教えてください。</p>
区民課長	昨年度は、区民センターを中心として7地域に対して2回行い、申請された方が約2,103名いらっしゃいました。それ以外に、コンビニに置いてあるマルチコピー機を実際に設置して操作していただき、マイナンバー制度についても同時に説明会を行いました。説明会は人数をつかんでおりませんが、申請された方より多くの方にご参加いただいたと考えております。
委員	そのときは、特に電話での問合せは頻繁になかったということでしょうか。
区民課長	受付方法は、あくまで、日時と場所を広報等又は町会の回覧で周知して、その場に来ていただいたので問い合わせはそれほどありませんでしたが、ある施設で14時から16時の2時間の間に220の方が来られて2時間待ちというこ

	<p>とがあり、そのときは、待ち時間をお示しして、一旦、帰っていただいたりしたこともありました。今回、待ち時間は申し訳ないと思って予約制を取ってみたいということです。</p> <p>ただ、今回の最終日については区役所でやるつもりなので、こちらは予約なしで昨年度と同じような形で日時と場所をお示しして来ていただくということを考えております。</p>
委員	予約制の場合、定員何名で何回くらい行う予定なのでしょう。
区民課長	今回は昨年度実施しなかった区民集会所、又は場所的に区役所の窓口や区民事務所から遠い集会所で行う予定です。人数は、その施設のキャパシティにもよりますが、大体7回程度を考えています。ただ、人数については、これから部屋の空き状況によって考えていきたいと思っております。
委員	12 ページの外部委託記録票です。「委託先との授受の方法」の所に、「その他(電子メールによる)」と記載されています。コールセンターに予約したいという希望の電話が掛かってきてコールセンターで、何時のどこと記録して、その情報をメールで送るといった認識でよろしいでしょうか。
区民課長	その都度、パスワードを設定して、電子メールでやり取りいたします。
委員	先ほど、他の委員からの質問で要望・苦情の申請申出者は記録しないという御回答を頂いたのですが、そうすると、「要望・苦情の内容」に対する回答は行わないということでしょうか。
生活衛生課長	要望・苦情の回答の御希望があれば、その回答は情報を収集した主管課で行うと思いますが、生活衛生課、住宅宿泊事業の担当は、内容を収集して、その事業者自身への指導監督等を行っていくことになってまいります。
委員	<p>11 ページの諮問第6号について伺います。ここに書かれていることだけでは個人番号カードの受付の状況が分からないのでお伺いします。そもそも、随時、区役所で申請の対応はされている。さらに、ホームページ等でもできると思いますが、どうして平成29年9月から12月にかけて2時間待ちが発生するほどの状況になったのか。別に、この期間に限らず、いつでもできると思います。先ほどの御答弁から推察するに、区役所から遠い地域にお住まいの方は近所の区民センターでできるからということで、ここに2時間待ちが発生する状況になったということでしょうか。</p> <p>あと、2時間待ちが発生する状況であれば、もう少し頻繁にこういう受付会をしないと、申請したい方が申請できないという状況が起きるのではないのでしょうか。また、平成30年8月31日をもって証明書自動交付機が廃止と書いてありますが、平成30年10月から11月頃にかけてカードの受付会をやるとなると、このサービスが廃止された後になってしまいます。すぐに個人番号カードが発行されるわけではないので、9月に使いたい人はどうなのか、その辺りのことについてはどうお考えでしょうか。</p>
区民課長	こちらは委員がおっしゃるとおり、現在、随時、区民事務所又は区役所の区民係でマイナンバーカードの申請を受け付けております。また、その中で、昨年度行ったのは、申請のときに写真が必要になってくるということがありま

	<p>したので、職員がその場で写真をお撮りして申請書に貼っておりました。一遍に集中して来たものですから、最大で2時間待ちがあったということで、臨時に申請窓口を設けたということです。</p> <p>証明書自動交付機を8月末で廃止することは、広報等で周知してまいりますが、その後、証明書を実際に取りに行ったとき交付機が置いてなかったという苦情等が予想されます。ですので、今年も9月中は区民センターまで遠い方に対して、近くの区民集会所を会場とした臨時の申請窓口を開きたいと思えます。そして10月から臨時の申請受付会を再度やらせていただくという形です。</p>
委員	<p>広報を考えるべきかと思えます。例えば、自動交付機の所に8月31日に廃止なのでマイナンバーカードを取得しましょうみたいなポスターとか、取得の仕方はこうですと。写真は自分でデジカメで撮ったものでもよいし、ホームページからできますというポスターが貼ってあれば、多少、アナウンス効果があるのではないかと思います。</p> <p>自動交付機の切替えと個人番号カードの申請の促進という意味では、どのような取組をされているのでしょうか。</p>
区民課長	<p>昨年の9月、1年前から自動交付機を使えるカードをお持ちの23万世帯全てに、今年の8月31日をもって廃止しますという案内と、コンビニ交付サービスの案内、マイナンバーカードの申請のチラシを同封しました。それと同時にポスターも作り、町会、自治会を通して回覧していただいたり、今、委員がおっしゃったように、自動交付機に、今年の8月31日で廃止するというポスターを実際に貼りました。過去の広報にも2回ほど、15日にも広報に載せたのですが、今後、4月1日、8月1日号の広報にも自動交付機の廃止とマイナンバー制度やマイナンバーカード作成についても周知していきたいと考えております。</p>
委員	<p>マイナンバーカードの作成に当たっての予約対応についてです。12ページを見ると、コールセンターで、性別や生年月日も項目に入るといことです。予約であれば、氏名、住所、電話番号だけで足りるような感じがします。性別、生年月日を入れたのは、どういうことなのでしょうか。</p>
区民課長	<p>御本人様を特定するということなのですが、ただ、予約だけであれば、委員がおっしゃるとおりだと思うのですが、当然、コールセンターを開設すれば、予約以外にマイナンバー制度やカードについてとか、自動交付機の廃止についての問合せもあるかと思えます。こういうものについては区役所で答えさせていただきますので、本人を特定するために、こういう情報を収集させていただきたいと考えております。</p> <p>ただ、性別までは、要るのかどうかということは少し思っておりますが、生年月日は同姓同名や同一住所ということがありますので、確認させていただければと思っております。</p>
委員	<p>もちろん、同姓同名があり、同じ住所ということもあります。それはどちらかで判断できる中身だと思います。この予約の時点で生年月日はいつですか、</p>

	あなたの性別は何ですかと聞くのかということについては、私は疑問です。おっしゃるように氏名、住所、電話番号、当然、予約の内容はそちらに伝えなくてはいけないのでコールセンターで確認するということなのだと思うのですが、あえて、性別、生年月日は必要ないと思います。
区民課長	今後、少し検討させてください。
会長	ほかに御質問ございますか。
委員	先ほどの周知の仕方について、封書で送られたという所があったと思います。障害者関係は、どのような扱いになっていますか。
区民課長	昨年度、カード所持者の方に封書を送りましたが、特段の配慮はしておりません。
委員	障害者関係の方は、見えない方もいらっしゃるし、広報誌を読まれない方がほとんどなのです。個々にお知らせいただかないと、情報が全員に行き渡るといことがなかなかないので、周知の仕方は、再三、区にも申し入れているのですが、やはり周知漏れが多いので、特にマイナンバーカードという大事なものが周知漏れになると、間に合わない間は本当にどうなるのかと今すごく不安になったので、周知をよろしくお願ひしたいと思います。
区民課長	工夫させていただきます。ただ、昨年度は23万通を送ったのですが、どなたに障害があるのか全く分からないので、封書を分けて送るとことは難しかったかと思っております。今後は障害者団体に、何かしら周知を検討できればと思っております。
委員	毎月1度、高円寺の交流館で障害者連合会をやっております。それに14団体の代表者が参加しておりますので、そちらに案内していただければ会員に伝わると思っておりますので、是非、利用していただきたいと思ひます。
委員	あまりこういう形式で文章を見たことがないので分からないのですが、例えば、8ページに個人情報登録票があります。恐らく、これは杉並区のこの課で持っている文書という意味ですよね。 その場合に、対象となる個人の範囲には要望・苦情申立者と入っていて、これは、その人から情報を取るとい意味なのでしょうか。 先ほども問題点がどこなのかということがすごく分かりにくいと思ひました。この情報をどこに流すから問題ということだけが分かればいいのではないですか。少し慣ればこれが見やすくなるのかもしれないのですが、多分、ほかの地方公共団体や国でこういう資料の作り方はしない、とても分かりにくいと思ひます。審議会にかけるとい場合は、この情報をここに出すから問題ですとか、この情報をここで取るから問題ですという形でやるのが普通なので、私は飲み込むまでに少し時間がかかるというところが本音です。 個人情報の収集方法でも、本人以外というのは要望や苦情申立ての所で取るからということですよ。 私でも少し分かりにくいと思うくらいなので、何を問題にしているのか分かるようにして、あとは参考資料とするほうが私はいいと思ひます。
会長	今の委員の御意見のようなお話について、担当者から何かありますか。

情報政策課長	<p>この制度自体は昭和 62 年からずっと続いております。これは、規則に基づいて作っている書式です。委員から御指摘がありましたので、また改めて検討してまいりたいと考えておりますが、すぐには改正が済まないものですから、しばらくの間は少し慣れていただきたいと思いますので、よろしく願います。</p>
会長	<p>御質問がなければ御意見を伺います。</p>
委員	<p>今、委員からすごく分かりづらい資料だということは私も本当に常々そう思っており、慣れてもすごく見づらいです。今、規則上、変えていくのは難しいという御答弁がありました。ここに集まってくる人たちがみんなこういうものに慣れている人たちではないということもしっかり勘案して、分かりやすい資料の作成、フォーマットを変えられないのであれば、それを解説して手助けする資料を付けていただくといった工夫をしていただきたいと思います。</p> <p>まず、諮問第 4 号、諮問第 5 号、報告第 2 号の「住宅宿泊事業に関する業務」についてです。こちらは「要望・苦情の内容」の項目を追加するということで、特段、問題ないと判断して、私も賛成です。</p> <p>11 ページの諮問第 6 号の個人番号カードについては、以前からも流出のリスクがとても高くなるということで、その制度や個人番号カードについて私は反対の立場でありました。さらに、それが広がっていくという意味においても、説明会、受付会もどうかと思います。問合せについて、区民課の業務の負担が軽減して圧迫しないという意味合いでのコールセンターへの委託には反対せず、賛成させていただきたいと思います。</p> <p>先ほど、他の委員からありました外部委託記録票で収集する個人情報の性別と生年月日については、私も同様に必要ないものだと考えます。個人情報の扱いは、不要な個人情報をなるべく保持せず、保存しないということが大原則だと思いますので、この点は検討いただいて、性別、生年月日については収集しないと判断するようにしていただきたいと思います。</p>
委員	<p>諮問第 6 号についての意見です。コンビニ交付については、自動交付機が近くない方でもコンビニで証明書等を取得できるようになるので、大変、便利な良いサービスだと思います。また、自動交付機のカードを各自治体で独自に発行されていると、発行コストや住民にとっては引っ越すたびに交付機のカードが要らなくなりますが、そういうこともありませんので、全国でマイナンバーカードに統一することも大変良いことだと思います。</p> <p>区では、こういうカードの申請受付・発行という対応はかなり大変だと思うのですが、住民にとっては個人番号カードをもらうまでにごく長時間掛かったりすると、かなりのストレスになり、「こんなものは要らない」とかなくなってしまいますので、せっかく便利なサービスですので、住民がストレスなく個人番号カードを取得できるように、いろいろ御対応されているとは思いますが、例えば、申請受付会をもう少し増やしたり、対応を御検討いただければと思います。</p>

委員	<p>諮問第6号についてです。私はマイナンバーカードそのものには反対しております。ただ、機会の確保という点では、行政の仕事としては仕方ないかと思っています。</p> <p>委託に係る個人情報の収集の項目なのですが、やはり、性別、生年月日は必要であるという明確なお話ありませんでしたし、私は必要ないと考えております。一旦、賛成してもいいかと思いましたが、この点については、私は保留ということでよろしく願いいたします。</p>
会長	<p>ほかに御意見ございますか。</p> <p>特になさそうですので、報告第2号は了承ということにして、諮問第4号から第6号については決定とさせていただきます。</p> <p>それでは、続いて、報告第3号と報告第4号について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
報告第3号・第4号	
情報政策課長	案件について説明する。
情報システム担当課長	案件について説明する。
会長	ただいまの御説明について、御質問のある方はどうぞ、
委員	説明を頂いたのですけれども、何がどうなったのかというのがよく分からなかったのですけれども、報告第4号の14ページの「副本の変更及び追加がありましたので報告します。」と書かれているのですが、そもそも副本というのは一体何を指しているのかということをお教えいただけますか。
情報システム担当課長	副本と申しますのは、自治体間で情報連携というのをやりますが、その際に使う個人情報が掲載されている正本の内容を複製したものでありまして、何を載せるかは各業務ごとに決まっております。そのために、このように業務ごとに副本の番号で区別しております。
委員	そうすると正本もあり、そちらのほうも変更・追加が発生しているから、副本の変更及び追加が発生したというようなことなののでしょうか。
情報システム担当課長	正本自体は、それぞれの自治体で持っている個人情報です。正本自体の変更ではありません。
委員	副本の変更及び追加が発生したということなのですが、何ゆえにそういう変更や追加が発生したのかお教えいただけますか。
情報システム担当課長	これまで行っておりました情報連携で、不十分であった部分の追加等もありますし、また実際にこれから情報連携を行うというような業務の追加もあったというように、お話のほうを頂いております。
委員	すみません、差し出がましいようですが、私から説明させていただきます。このマイナンバー制度に伴って、自治体間でこういう情報のやり取りをシステムでできるようになったと。例えば、国民健康保険料とかは所得額に応じて保険料の値段が変わったりしますが、所得額が幾らかというのを把握しなければ、その保険料は決められなくて、自分の自治体の住民だったらいいのですけれども、そうではなくて引っ越してきた人とかだと前に住んでいた所に聞かないといけないと。前に住んでいた所に聞かなくて、書面で、「この人

	<p>の前年の所得を教えてください」などとやり取りしていると、今の時代は非常に非効率だということで、システムでやり取りしましょうというのが基本的な発想です。</p> <p>そういうイメージで作っているのですが、非常に法律が分かりづらくて、自治体間とか国とか民間とかも含めてネットワークでやっているのですが、そのやり取りする情報を副本と呼んでいて、それはもう言葉の趣味の話で、そのデータの正本が、例えば自治体が住民税の賦課徴収のために持っているのが正しい正本であって、そこのデータを基に、杉並区が港区に情報をあげますとかいう、そういうやり取りするデータのことを副本と呼んでいます。要は副本というのは趣味的な話で、他自治体とか国とかと、やり取りするデータの内容のことです。</p> <p>2番というのが地方税情報で税額とかそういうもの、2番や8番は結局16ページ以降に詳しい内容が書いてあると思うのですが、こういう細かい情報が全部データでもらえるということなのですが、この内容が細か過ぎて、例えば2番の内容が16ページから17ページに書いてあると思うのですが、これが基本的には国のほうの法律の規則と、それに基づくデータレイアウトというもので決まっているのですが、94項目あったりすると足りなかつたり、本当はあってはならないことなのですが、国のほうでも足りない項目があつたり、あとは足りていたのだけれど、やはり足しておいたほうがいいとか、走りながらアップデートしているところもありまして、こういう項目が結構入れ替わるのです。ですから、この杉並区のように丁寧に特定個人情報の項目の記録を報告していると、こういうことになってしまうのですが、それは全然、自治体には何の責任もなくて、国のほうでやり取りする情報の項目の精査が少し欠けている部分があつたり、あとは法律改正によって足したり、国のほうの作業の話、あとは年金が情報漏えいしてしまってシステム参加が遅れたとか、そういうことがあつたりして52番が出てきたり。ですから国の法律の問題かなと思います。</p>
委員	分かりました。
会長	事務局のほうで更に補足はありますか、
情報システム担当課長	特にありません。
委員	確認させていただきたいのですが、法に基づく、この個人番号を利用した事務の開始については、ほかの自治体も同様の項目ということなのでしょうか。
情報システム担当課長	同様の項目です。
会長	<p>御質問は、ほかにありますか。なければ御意見をどうぞ。</p> <p>特に御意見もないようです。それでは報告第3号及び第4号については了承ということとさせていただきます。続きまして、諮問第7号及び諮問第8号に移ります。事務局のほうで御説明をお願いします。</p>
諮問第7号・第8号	
情報政策課長	案件について説明する。
区民課長	案件について説明する。

会長	<p>ただいまの御説明について御質問のある方はどうぞ。本諮問につきまして、細かくその適正さを確認すべきだと思いますが、「住民基本台帳ネットワークシステム・情報提供ネットワークシステム運用監視部会」において事前の確認を行った上で、その内容を平成30年度第3回審議会にて部会から報告を受けて答申することとしたいと思います。なお、部会の運営につきましては、部会長の佐藤委員に一任したいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>特に反対はないようですので、お願いします。それでは事務局のほうで、部会長と調整した上で部会の開催をお願いします。</p> <p>それでは、ただいま御審議いただきました諮問事項につきまして答申をしてまいりたいと思います。事務局から本日の答申案文をお配りしますので、内容を御確認いただきたいと思います。</p>
(答申案文の配布)	
会長	<p>特に読上げをしません、お目通しいただいて、この内容でよろしいということであれば、この内容のとおり答申したいと思います。いかがでしょうか。</p>
(異議なし)	
	<p>異議がないようですので、このまま答申することとさせていただきます。では、答申文を情報・法務担当部長にお渡ししたいと思います。</p>
(答申文の受領)	
会長	<p>次に、一般報告が4件ほどあるようですので、情報政策課のほうから御説明をお願いしたいと思います。</p>
一般報告	
情報政策課長	<p>案件について説明する。</p>
会長	<p>ただいまの説明に対しての御質問はありますか。</p>
委員	<p>29 ページの情報公開条例施行規則等の改正についての部分なのですが、フロッピーディスクという記述がまだ残っていたのだと改めて思いました。あと、光ディスクというのも、そうかと思うのですが、今、この磁気媒体での受渡しというのは、USBなどを使っていないのですか。光ディスクだけということになるのでしょうか。</p>
情報政策課長	<p>ご指摘のとおりです。こちらの光ディスクに該当するものは、光を媒体に読み出す、書き込みをするというものでありまして、CDとかLDとかDVDが該当するのですが、USBは磁気のみでの書き出し、読み出しですので、この光ディスクには該当いたしません。USBでのやり取りは行わないということになっております。</p>
委員	<p>そうすると、光ディスクのうちCDであったりDVDであったりというのは、情報公開を請求した方は選べるということでしょうか。</p>
情報政策課長	<p>私どものほうでは、情報の媒体においては読み込みの量がありますので、基本的には一番安いものを使いたいと。基本的にはCD-Rを用意しておきたいと思っております。それ以外のものは、よほど情報量が多い場合には使いたいと思っておりますけれども、そういう意味ではCD-Rを基本としたいと思っております。</p>

委員	<p>最近、小さいパソコンですと、CD、DVDのドライブが付いていない外付けのものであったりしますし、実際にはUSBでの読み込みができる磁気媒体、USBメモリなどのほうが扱いやすいのではないかと思うのですが、何かUSBメモリ等を引渡しの方法にしている理由などはあるのでしょうか。</p>
情報政策課長	<p>基本的に読み書きが自由にできるものですと、情報公開の決定内容が変更される可能性もありますので、書き込み一辺倒のものということでは、光ディスクが好ましいのかなと考えております。</p>
会長	<p>ほかに御質問はいいですか。</p> <p>特にないようでしたら、ただいまの報告については了承とさせていただきますと思います。</p> <p>それでは次に一般報告の次の問題、これは情報政策課及び杉並福祉事務所の高円寺事務所から御説明をお願いしたいと思います。</p>
情報政策課長	<p>資料を御覧いただきまして、30ページになります。初めに情報セキュリティに関する区の主管部署でありながら、このようなミスを起こしてしまったことに対して、心よりおわび申し上げます。申し訳ありませんでした。座って説明をさせていただきます。</p> <p>こちらの事故の内容ですけれども、平成30年3月8日、情報公開の請求者に用地取得に関する文書を閲覧に供した際、窓口で、請求者から見え消し、網掛けとなっている理由を問われまして、本来は秘匿すべき情報の一部が読み取れる状態で提供してしまったことが判明いたしました。</p> <p>誤って提供した非公開情報ですが、登記に記載のない実測面積の内訳、それから金融機関の融資利息の金額です。登記簿には公簿面積が載っております。これはどなたでも閲覧、写しの交付が可能ですが、実測面積は非公開となっております。また、金融機関の融資利息は、他の情報を併せますと、当該用地取得に当たって適用された金融機関の利率が明らかになる可能性があることから非公開としておりました。</p> <p>原因ですが、公開請求に対する決定を行うに当たりましては、原案として秘匿すべき箇所を担当者が見え消しを施しまして、当該箇所が非公開情報に該当するかどうかについて審査に用いております。非公開箇所を確定し、当該部分の内容が分からないように、完全に被覆処理を施したものを別に作成いたしまして、閲覧や写しの交付により、情報の公開を行うこととしております。今回は公開用文書に審査用文書の一部が混入いたしまして、担当者がそれに気付かなかったこと、公開に当たって、公開用文書の点検が不十分であったことから、こうした事故が生じたものです。</p> <p>区への対応ですが、その場で公開用文書の一部を差し替えるとともに、私からおわび申し上げます。また閲覧された非公開情報の取扱いを慎重にさせていただくため、念のため請求者をお願いいたしました。</p> <p>次に関係者への謝罪ですが、翌日までに、契約の相手方及び金融機関に対しまして、当該情報の所管課長と私から今回の経緯を説明いたしまして、おわび</p>

	<p>申し上げ、御理解を頂いたものです。この件に関しましては、3月9日夕方、広報課を通じまして報道機関に対して情報提供を行いました。問合せはありましたが、記事にはなっておりません。</p> <p>再発防止策ですが、①公開用文書の被覆の処理が完了していることを審査用文書と照合して確認する作業について、被覆の処理まで行った担当者とは別の職員Aが行うことといたしました。②といたしまして、①の確認作業の終了後、公開用文書の点検につきまして、①の担当者及び職員A以外の職員Bが行うことといたしました。③といたしまして、①の確認及び②の点検の作業は、窓口対応や電話対応により作業が中断せず、一定時間集中できる環境を執務室内に確保して行うことといたしました。こうした事故が二度と発生しないよう、万全を期してまいります。申し訳ありませんでした。</p>
<p>福祉事務所高円寺事務所担当課長</p>	<p>私からは一般報告、杉並福祉事務所高円寺事務所における個人情報の誤交付について報告させていただきます。報告に先立ちまして、本件について当事者並びに関係の皆様にご心配、御迷惑をお掛けしたことを深くお詫び申し上げます。座って概要のほうを説明させていただきます。</p> <p>資料32ページを御覧いただければと思います。まず、概要です。本年3月2日、高円寺事務所の窓口にて、A氏から関係機関に提出するために保護証明書の交付申請があり、A氏に関する証明書2通を交付すべきところ、誤ってB氏に関するものを2通交付してしまったという事故です。判明したのが4月24日でありまして、A氏が手元に残っていた証明書を見た際、第三者B氏のものであることに気付き、本事務所に電話連絡を頂き、誤交付の事実が判明しました。保護証明書に記載されていた情報の内容は、B氏の住所、氏名、生年月日、保護期間、扶助の種類となっております。</p> <p>次に原因ですが、担当職員が、B氏の窓口対応を行った後にA氏が参りまして、A氏から申請書の提出を受け、証明書の発行を行いました。その際、申請者の氏名を十分確認しないまま、誤ってB氏の情報を検索し、出力、発行処理を行ってしまったこと。加えまして、A氏に交付する際、本人確認等を十分行わなかったために誤交付となってしまいました。</p> <p>判明後の対応ですが、A氏には、電話の後、誤って交付した保護申請書1通を持参し、A氏が来所されましたので、担当職員等が謝罪の上、新しいものと差し替え、A氏の下承を得たところです。B氏については、私も含めまして係長、担当職員の3名で翌25日の夕方に御自宅を訪問し、経緯を説明するとともに謝罪をし、下承を頂いたところです。</p> <p>また、誤交付した2通のうちの残りの1通については、A氏より関係機関に提出済み、現在未回収で、回収・差し替えの依頼を行っているところです。ここには記載がありませんけれども、本日午前中、関係機関のほうから連絡を頂き、午後一番で担当職員がまいりまして回収できましたので、付け加えさせていただきます。</p> <p>次ページ、報道機関への情報提供ですが、4月26日の夕方、情報提供を行っております。</p>

	<p>最後に、再発防止策についてです。保護証明書を発行する際、担当職員が受領した申請書の記載内容を十分確認し、システムによる検索並びに発行指示を行い、証明書の内容を確認いたします。その後、必ず担当者とは別の職員が、申請書の内容と証明書の内容の再確認を行い、申請書に確認印を押印し、担当職員に戻すことを徹底してまいります。また、保護証明書を手渡す際にも、担当者と申請者とで、申請内容が間違いないかを確認して渡すようにいたします。今後、同じような事故が二度と起こらぬよう、事務所一丸となって取り組んでまいります。今回の件について、大変御迷惑をお掛けして誠に申し訳ありませんでした。</p>
会長	<p>ただいまの説明、報告について、御質問のある方。</p>
委員	<p>30 ページの網掛けをしている文書についてですが、今の説明で概要と原因を全て聞いたのですが、そもそもは網掛けしていることの理由を問われて出してしまったとしか、私は読み取れないのです。ということは、その職員の意識の欠除だと思うのですが、その点はいかがでしょうか。</p>
情報政策課長	<p>請求者が閲覧中に発見して指摘いただいたという点では、事前にこちらで発見できなかったということで申し訳なかったと存じます。</p>
委員	<p>この文書を読む限りは、請求者が発見したというよりも、網掛けとなっている理由を問われたわけですね。それで、網掛けしていないものを出してしまったと私は読み取れるのですが、その点を確認させてください。</p>
情報政策課長	<p>この網掛けというのは薄く下が見える状況を指しております。完全に秘匿している状態が本来の在り方で、見えているのがおかしいということの御指摘を頂いたということです。実は数千枚あるうちの4ページ程度なのですが、混入があったということで、気が付かずに出してしまったという点が大きなミスです。内容的には、それほど機微な内容ではないのですが、こういったミスがありますと、情報公開として非常に由々しき問題ですので、そういった点では、あってはならないことだと考えております。</p>
委員	<p>そうすると、ただ単にミスの原因は、この説明のとおり、正しい書類が入っていたか入っていなかったかということだけで、よろしいですね。</p>
情報政策課長	<p>そのとおりです。網掛けのものと完全に秘匿すべきものが数ページ入れ替っていたことが原因です。原因は様々ありますが、再発防止を図っていきたいと考えております。</p>
委員	<p>そういった情報であっても、今後もしっかりやっていただきたいと思えます。同様に、32 ページの保護証明書は、要配慮情報ですよね。そういったものの意識を、もう少し区全体で高めていただきたいと、意見をさせていただきます。</p>
委員	<p>こういう誤提供であったり、誤交付は、本当は余り報告を受けたくはないのですが、発生してしまったので確認をいたします。まず先に、情報公開時の非公開情報の誤提供についてのほうですが、確認用の見える網掛けをしたものの書類と、同内容で黒塗りにされているものが混入してしまったというのが、今回の問題点になっています。実際に、混入した根本的な原因、なぜ混入</p>

	<p>してしまったのかというところは、今回どのように分析をされているのでしょうか。</p>
情報政策課長	<p>ここに書いてありますように、作業場所が狭いため、点検作業が終わった審査用のものと、公開用に新たに作ったものが互いに並んでいて一部が混じってしまったという状況です。再発防止策としてまず環境を整えることが必要ということで、執務室の裏側のスペースを使っていこうと考えております。</p> <p>また同じ人間ですと、確認が不十分である可能性もあるということで、やはり新しい目で、繰り返し確認が必要だろうということで、別の者が確認をすることで万全を期していきたいと考えております。</p>
委員	<p>別人が見るダブルチェックは必要なことだと思いますし、その対策はよいと思います。ただし、こういう紙と紙の場合、混入が問題であるのであれば、物理的に混入しない方法を取っていかないと、やはり発生すると思うのです。ダブルチェックをしても漏れるときは漏れますから、そこだけは確認をしていただきたいです。例えば、網掛けの確認用のものはプリントアウトしない、物理的にプリントアウトせずに別な方法で確認・審査をしてもらうようにすれば、混入は一切なくなり、100%同じことは発生しないと言えます。そういった印刷をしないということはできなかったのでしょうか。</p>
情報政策課長	<p>作業の効率性や正確性を期するためには、タブレットなどの画面だけで確認するというのが、まだまだ点検としては不十分で、逆に、見え消しでないと、正確性に欠ける部分が出てくるのかなと考えております。どこを消すべきかの判断には、紙に打ち出したものを複数の人間で確認をするという手続が、今のところはどうしても必要な状況です。</p>
委員	<p>紙でないと、今のところは難しいというのであれば、混入するもう1つの原因は、紙の束がバラバラになって、1枚、2枚とすぐに抜き出せる状況にあるからだと思うのです。例えばバインダーで止めておく、パンチをして紐で括っておくというようにすれば、そこから抜けて混入することは防げると思います。それが、提供する情報なので難しいと言うのであれば、確認する側、提供したい側の紙自体を、提供するものと同じ紙質にしないで色紙を使うとか、そうすれば、すぐに確認ができると思うのです。そういう対策をしないと、周りがるさかったから、周りが散らかっていたからというので、いい環境の中で混入しないようにするといっても、やはり混入してしまうのです。物理的にきちんと混入しない形、やり方をする、若しくは混入したとしてもすぐ見付かるようなやり方をするという対応を取らないといけないと思うのですが、いかがでしょうか。</p>
情報政策課長	<p>今御指摘の点は非常にいいアイデアだと思います。束については、できる限りきちんとやっておりますが、更に一工夫していきたいと思います。紙質を変えるというのも非常にいいアイデアではあるかなと思います。もちろんカラー用紙のほうが高いのですが、それをおいても、そういった工夫が必要かなと思いますので、工夫してまいりたいと思います。</p>
委員	<p>それから今回のお話をお聞きして、最近情報公開請求を私どももいろいろ</p>

	<p>としているので大変多くなっており、業務も過密になっているのかなと思います。そういう意味では、人手不足によって作業が過密化して、確認作業が漏れてしまったという点があるのかなと推測いたしますが、いかがですか。</p>
情報政策課長	<p>御指摘のように、実は、この3月から5月にかけて、去年の件数の約3倍近い件数があり、非常に過密化しているのはそのとおりです。そういった中でも正確性を期するために、きちんと作業をしまいたいと思っております。</p>
委員	<p>残業が増えたり、仕事が多くなれば正確性がどんどん欠けてくるのは、人間は機械ではないのでそういうことはあり得ますので、部署の体制としてもそういうミスが発生しないよう、人手が不足しているのならそれを補充するような体制を取っていただきたいです。これは意見として申し上げておきます。</p> <p>32 ページの個人情報の誤交付について、福祉事務所のほうです。こちらも大変重大な問題だと思いますし、生活保護の受給に関わる部分の情報が別の方に伝わってしまったというのは、これは本当に大変な問題だと思います。先ほど原因の説明を受けましたが、2段階にわたるミスが重なっているのが、今回見て取れます。そもそも、申請書があるのに、その申請書とは違った人の保護証明書を発行してしまったというのが第1点です。それから、それを本人確認もせずに手渡してしまったことが第2点です。これは、どちらかで確認が取れていればこういった状況にはならなかったという意味では、この業務プラス生活保護受給者に関わる福祉事務所の中での業務について、改めて個人情報の漏えいにならないかどうかを見ていかなければいけないと思うのですが、改めてその辺りの認識はいかがでしょうか。</p>
福祉事務所高円寺事務所担当課長	<p>ミスをしてしまったということについて、当然、大事な個人情報ですので、そういったことがないようにしなければいけません。慣れたワーカーで、A氏もB氏も、この担当者が続けて面接をしていたということで、申請書は頂いているのですが、知っている方ということで頭に残ってしまって、そちらのほうの名前を出してしまったというのが第1点です。おっしゃるように、お渡しするときも中身を確認せずに渡してしまったということで、2段階続いてしまいました。担当としてもかなり反省をしておりますが、そういったことを1人でやってしまうという仕組みをずっと続けてしまった福祉事務所としての体制なり仕組みに大きな問題があったのではないかと、捉えております。今後は、そういったダブルチェックも含めて、仕組みを一定程度変えていかなければいけないのではないかと考えております。</p>
委員	<p>そのとおりだと思いますし、この保護証明書の発行の業務以外の部分でも、1人が作業を行って、ちょっとした勘違いから情報が漏えいしてしまうとか、保護受給者の方々に迷惑をかけてしまうといったような状況のないように、改めて業務全体に目を通して確認をしていただきたいと、意見を述べさせていただきます。</p>
委員	<p>32 ページなのですが、5月24日の報告になっていますが、これを発見したのは4月24日で、1か月でまだ未回収ということですね。結論は出ているのですか。</p>

<p>福祉事務所高円寺 事務所担当課長</p>	<p>本日、回収できました。時間が掛かってしまったのは、関係機関に返却を依頼したのですが、その関係機関が、更にその先の関係機関に書類を提出しており、かなりの数が集まるような所で、その中から該当のものを探すのに時間が掛かったと聞いております。個人情報に関わることなので余り細かいことは説明できなくて大変恐縮なのですが、かなりの数が集まるということで探し出すのに時間が掛かったと聞いております。</p>
<p>委員</p>	<p>気持ちは分かりますが、1か月間誤情報が放置されているということですよ。</p>
<p>福祉事務所高円寺 事務所担当課長</p>	<p>どこまで話していいか非常に難しいのですが、封筒に入って関係機関から別の関係機関に行っているようです。なるべく早く返してほしいということをおもも再三お願いはしていたのです。今日の午前中に御連絡いただき、即刻取りに行ったという状況です。</p>
<p>委員</p>	<p>何とも言いようがないですけれども。分かりました。</p>
<p>委員</p>	<p>2点あります。32 ページの今の件なのですが、申請から資料の交付までのフローについて、余り具体的にイメージが付かないのです。例えば、証明書を発行する際などは、普通であれば結構、名前を呼んだりして「何とかさん、お待たせしました」と言われることが多いので、そういうことはなかったのでしょうか。</p> <p>それから今もお話がありましたように、ちょっとタイムラグがあるということなのですが、3月2日に誤発行があり、4月24日に誤発行に気付かれたということだと思うのです。この間に、他の機関にどんどん渡っていったと思うのですが、やはり4月で気付かなければずっとそのままだったのかなと思うのです。例えば4月に気付かなかった場合は、もうそのまま処理されてしまうことは在り得るのかを確認いたします。</p>
<p>福祉事務所高円寺 事務所担当課長</p>	<p>1点目の名前の確認なのですが、ケースワーカーと被保護者でやるケースが多いので、知っている顔ということもあり、申請書に名前を書いていただいて、その場で生活保護システムにより検索して打ち出すと証明書として発行されて、そのまま手渡しできるというような流れになっておりますので、あえて名前を呼ばずに、もう顔は分かっているということも含めて、そのまま渡してしまったと。そこにダブルチェックが入っていなかったのが、今回ミスをしてしまったという仕組みについては大変反省をしております。</p> <p>それから、4月24日まで発見されなかったことについては、このAさんという方が関係機関に出すときも、その中身を見ずに出してしまったようで、たまたま4月24日にどういうきっかけか分からないのですが、証明書が2通ありましたので1通は残っていたということで、次に使おうと思ったのだと思うのです。そのときに、たまたま見たら名前が違うということで判明したという状況です。関係機関のほうでも確認はしていなかったようで、私どもが謝って修正をしていただきたと言ったときに、初めて関係機関も把握できたようです。それから探し始めたという状況で、期間があいてしまいました。その結果、このままいってしまったらどうなるのかということですが、この証明書</p>

	<p>を使うケースが多いのは、例えば粗大ゴミの処分費用の減免申請やシルバーパスの取得などの減免申請などを使うことが多いので、恐らくそういったときに判明して、その場で差し替えたり、もしかしたら、ちょっと発行が遅れてしまうといったことはあると思うのですが、そういったことが起きる可能性はあるかと思うのです。今回はそこまでは行かずに発見できたという状況になっております。</p>
委員	<p>よく分かりました。やはり名前を呼んで確認することを徹底してほしいと思います。今回は4月に気付いたからよかったと思うのですが、このままいっていたら大変なことになっていたと思うので、大変だとは思いますが是非、確認をしていただきたいと思います。</p>
福祉事務所高円寺事務所担当課長	<p>被保護者の方なので、お名前を大きな声で呼ぶということとはできないと思うのですが、その方とケースワーカーがお互いに証明書を見ながら、今後お名前の確認はさせていただく予定です。ただ、その時点で名前が間違っていたら、その情報が相手方に伝ってしまいますので、事前にダブルチェックをして、証明書を出す段階で必ずミスがないような仕組みを構築していきたいとは思っております。</p>
委員	<p>高円寺事務所と情報政策課の両方に伺いたいのですが、今回このように再発防止策が記載されており、このとおりにやっていただければと思います。これを、それぞれの所管の中で課員の方がたくさんいらっしゃると思いますが、どのようなタイミングでこのことを周知して、また、たくさん多種多様な業務をされていらっしゃると思いますので、この業務のルーティーンワーク化として、人間は慣れもありますので、反復して再確認をする時期が必要なのかなと思います。そのような誤交付や誤提供をしないための実務的な部分を確認させていただければと思います。</p>
情報政策課長	<p>再発防止策については、この事件が起こった直後に係内で周知しまして徹底を図ったところですので。今後とも、そういったものが慣れによってぶれないように、きちんとやっていきたいと思っております。</p>
福祉事務所高円寺事務所担当課長	<p>事故が起こったときには、即、係会等を通じて職員には周知をさせていただきます。それから、今は危機管理室でこういったものの再発防止計画を作成するルールになっておりますので、そちらを作成して危機管理室に提出し、危機管理としても大丈夫かどうか検証を頂いて、今後1か月程度で事務がきちんとやられているかのチェックを受けます。併せて、その後は私どもの中でも定期的に見直していかなければいけないと思っております。それから私どもでやろうと思っていることは、全職員が確認し、上司が立ち合いのもとやったということを、更に上司に、これは私になるのですが、作業の確認をやったことを報告いただくことになっております。</p>
委員	<p>情報政策課からは、この事故が起こってしまった当時のことは伺いました。先ほど言いましたように、人間は慣れもありますので、半年に一遍なのか、1年に一遍なのか、どこかで、ふだんやっちらっしゃるルーティーンワークの再確認が必要かなと思うのです。まだまだITやAIは過渡期かとも思いま</p>

	<p>すので、その辺りについてはされているのかいないのか。されているなら、どのようにされていらっしゃるのかを教えてください。</p>
情報政策課長	<p>情報公開関係の執務室が2階になっており、私は7階におります。今は定期的に情報公開関係の執務室に出向いて、実際の仕事ぶりを確認しております。そうした中で、ミスがないかどうかを具体的にチェックしておりますが、定期的な確認についても、これから進めてまいりたいと思います。</p>
福祉事務所高円寺 事務所担当課長	<p>今回起きたようなことは余り経験がないので、委員の御意見を踏まえて、今後は定期的にそういうことをやっていく必要があると思っております。今まで、情報セキュリティとか一般的なものは定期的にやっていたと思うのですが、こういった個別案件については先輩から後輩への伝達しかなかったと思いますので、事故が起こったようなケースについては特に定期的に反復してやるように心掛けていきたいと思っております。</p>
会長	<p>たびたび、この会議でも、誤交付とか、そういうものが報告されているのですが、再発防止を強化するということが毎回出ているのですが、こうしてまた起きてしまうということが繰り返されているので、非常に残念です。再発防止について強化するようにしていただいて、本件報告については了承というわけにもいかないですが、了解しました。</p> <p>それでは、本日の議題は全て終わりました。事務局から何かありましたらお願いします。</p>
情報政策課長	<p>本日、確定いたしました平成29年度第5回審議会の会議録を事務局から配布いたしますので、お受け取りください。また次回の審議会の日程は、平成30年7月27日(金)14時からを予定しております。場所は本日と異なり、中棟の6階の第4会議室で実施の予定です。どうぞよろしく願いいたします。</p>
会長	<p>ありがとうございます。それでは以上をもちまして、平成30年度第1回杉並区情報公開・個人情報保護審議会を終了いたします。本日はありがとうございました。</p>